

市有財産等の有効活用に係る民間提案制度 概要

1 目的

事業者から、市有財産等の有効活用に係る自由な発想による提案を募集することにより、従来の手法や発想にとらわれない官民連携を一層推進し、市民サービスの向上、地域及び地域経済の活性化、新たな財源の確保並びに事業の経費節減を図る。

2 提案対象

次に掲げる市有財産等の有効活用により、市民サービスの向上、にぎわいの創出、新たな財源の確保または事業の経費節減につながる提案 及び 本市が発信する課題に対する提案。

- 【市有財産等】**
- ① 市が所有または管理する土地、建築物、建築設備及び工作物
 - ② 市が実施するイベント、講座等（ネーミングライツ事業に限る）
 - ③ 市の印刷物、ホームページ等（広告事業に限る）

ただし、次に該当するものは、本制度における提案の対象外とします。

- ① 本市に新たな財政負担を生じさせる提案（人件費を含む提案時点の事業経費を上限とする）。ただし、長期的な視点から財政負担の軽減につながるなど、市政運営に多大な貢献をすると判断するものを除く。
- ② 既に実施している業務委託等について、価格引下げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- ③ 単なる施設や事業の廃止、縮小等に関する提案
- ④ 市が事業化を予定している案件に関する提案
- ⑤ 関係法令に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案
- ⑥ 民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ⑦ 里道、水路等の払下げを求める提案（從来どおり所管部署において対応）

3 提案者の参加要件

提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する株式会社、有限会社、N P O法人、公益法人、市民団体等とし、個人は提案者となることはできません。グループ（複数の事業者の共同体）による提案も可能です。

4 事前対話・提案審査

- ◎ 提案を検討する事業者を対象に事前対話を実施します。事前対話を経ていない提案の受付はできません。
- ◎ 事前対話実施後、様式指定の提案書（A4版1枚）、様式自由の補足資料（任意提出）等の提出物を財産活用課にご提出ください。
- ◎ 提案内容については、市の審査会において、公益性、実現性等の観点から審査を行います。
- ◎ 審査結果は、提案書受付後30日以内を基本に、提案者に審査結果を通知します。30日を超える審査期間が必要な場合には、その旨を提案者にお知らせします。採否の区分は次のとおりです。

- 【採否の区分】** 趣旨採用：提案の趣旨を採用し、事業化に向けた検討を進めると判断した場合。
不採用：現時点では事業化に適さないと判断した場合。

5 留意事項

- ◎ 本制度は事業者からの提案内容について、市において事業化を検討するものであり、契約等の相手方を直接選定するものではありません。
- ◎ 事業化にあたっては、原則として、別途公募等の手続きにより、契約等相手方の選定を行います。この際、公募等の事業者選定等における委員会において、提案内容が公募条件に反映されていると判断した場合は、提案者の評価点に10%の加点を行うなど、提案者へのインセンティブを付与します。
- ◎ 「趣旨採用」となった場合においても、市と提案者の間に権利・義務関係が生じるものではなく、必ずしも事業化を保障するものではありません。
- ◎ 公募等における仕様作成等の際には、提案者独自の権利やノウハウ等の保護に十分配慮します。
- ◎ 事前対話、提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- ◎ その他、制度の詳細は市ホームページに掲載の実施要領等をご参照ください。ホームページには、市の公共施設の詳細情報（施設カルテ）や未利用財産一覧等、提案に向けた参考資料も掲載しています。

6 問合先・書類提出先

茨木市企画財政部財産活用課 〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号（市役所本館3階）
TEL：072-655-2754（直通）、FAX：072-623-3025、E-mail：teian@city.ibaraki.lg.jp